

都 市 経 済 委 員 会 会 議 録

招 集

令和2年5月20日（月）午後1時 議場

出席委員（8名）

（委員長）稲 田 清 （副委員長）又 野 史 朗
伊 藤 ひろえ 遠 藤 通 田 村 謙 介 戸 田 隆 次
前 原 茂 矢 倉 強

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

伊塚農業委員会会長

【経済部】杉村部長

【文化観光局】岡参事兼局長

[スポーツ振興課] 深田課長 成田課長補佐兼スポーツ振興担当課長補佐
高田スポーツ振興担当係長

[文化振興課] 下高課長 大野原課長補佐兼文化振興担当課長補佐 原文化財室長

【都市整備部】隠樹部長

[都市整備課] 北村課長 伊澤公園街路担当課長補佐
松本主査兼米子駅周辺整備推進室長

【農業委員会】吉澤会長職務代理者 宅和事務局長 日浦農務担当事務局長補佐

出席した事務局職員

松下局長 土井次長 森井議事調査担当事務局長補佐 先灘調整官

傍 聴 者

安達議員 石橋議員 今城議員 岩崎議員 岡村議員 尾沢議員 中田議員
矢田貝議員

報道関係者4人 一般0人

報告案件

- ・米子市農業委員会倫理規程案について[農業委員会]
- ・体育施設への指定管理者制度の適用方針について[経済部]
- ・文化施設への指定管理者制度の適用方針について[経済部]
- ・米子駅南北自由通路詳細設計について[都市整備部]
- ・指定管理者制度適用方針について[都市整備部]

~~~~~

## 午後1時00分 開会

○稲田委員長 ただいまから都市経済委員会を開会いたします。

本日は、配付しております資料に沿って進めてまいります。よろしく願いいたします。  
当局から5件の報告がございます。

初めに、農業委員会事務局及び経済部から3件の報告がございます。

まず、米子市農業委員会倫理規程案について、当局からの報告をお願いいたします。

伊塚農業委員会会長。

**○伊塚農業委員会会長** 農業委員会の会長をします、伊塚と申します。よろしくお願いいたします。

本年2月28日に、会長が収賄容疑で逮捕され、現在起訴されています。皆様に御迷惑をおかけしておりますことを会の代表としておわびいたします。会長逮捕後の経過は資料2のとおりでございます。今後、公判が控えておりますので、詳細につきましては差し控えさせていただきます。

農業委員会では本日まで再発防止策を検討してまいりましたが、二度とこのようなことがないように、不祥事を起こさないことを決意し、守るべき倫理原則、禁止行為を明確にして、今後の職務遂行の礎にしたいと考え、このたび都市経済委員会に報告し、御意見を反映の上、農業委員会倫理規程を作成することにいたしました。規程につきましては、事務局長より報告させますので、よろしくお願いいたします。

**○稲田委員長** 宅和農業委員会事務局長。

**○宅和農業委員会事務局長** 失礼いたします。農業委員会倫理規程案の概要について御説明いたします。倫理規程案の全文につきましては、資料1に載せてございます。それでは、内容について御説明いたします。

まず、第3条の倫理原則でございますが、農業委員等がその使命を自覚し、職務執行に当たり、当然に遵守すべき基本的な心構えを明らかにするものでございます。

次に、第4条でございますが、これは禁止行為を具体的に明らかにするものでございます。禁止行為としましては、関係事業者からの金銭、物品の授受、不動産の贈与、会食、旅行、遊技をすること、金銭を借り受けること、債務を関係事業者に負担させること、正当な対価を支払わず、役務の提供、不動産、物品の貸与を受けること。その他の接待または利益、便宜の供与を受けること。また、市の機関、農業委員会事務局に対し、公正な職務の執行を損なうおそれのある要求をすること等を禁止するものでございます。

次に、第5条でございますが、自らの意図でなく、偶然または不可抗力によりまして、関係事業者と会食、旅行、遊技をするに至った場合を禁止行為の例外とするものでございます。

次に、第6条でございますが、親族関係、個人的な友人関係その他私生活の面における私的な関係であり、かつ公平かつ公正な職務の遂行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、禁止行為の適用を一部除外しようとするものでございます。

次に、第7条でございますが、農業委員等の関係事業者からの公正な職務の執行を損なうおそれのある行為の要求があったときの報告義務、会長、事務局の事実確認義務等を規定しようとするものでございます。

第8条でございますが、これは会長の責務を規定しようとするものでございます。

第9条でございますが、会長、事務局は農業委員等の違反行為に関しての通報があった場合は、事実関係の確認を行うことを規定しようとするものでございます。

次に、第10条でございますが、違反行為に対します農業委員会の措置を定めようとするものでございます。

倫理規程の施行につきましては、遅くとも7月10日に予定をしております農業委員会総会で決定し、施行したいと考えているところでございます。倫理規程案の報告は以上でございます。

○**稲田委員長** 当局からの報告は終わりました。

委員の皆様からの質疑、御意見を求めます。

田村委員。

○**田村委員** お尋ねします。この関係事業者というのがこの第2条の(3)のところに説明してあるのですが、資料2で書いてあるこの不動産会社役員というのは、この不動産会社というのはこの関係事業者だったのでしょか伺います。

○**稲田委員長** 宅和農業委員会事務局長。

○**宅和農業委員会事務局長** 不動産会社の役員というのは、転用の申請に関わってきた不動産会社でありますので、関係事業者に該当しております。

○**稲田委員長** 田村委員。

○**田村委員** ということは、この倫理規程見直しされて律されるというのは非常に有意義なことだと思うんですが、今後、この関係事業者に対する、例えばペナルティーであるとか、今後の農業委員としての関わりに関する何らかの制約を設けるとか、そういったものは考えておられないのでしょうか。

○**稲田委員長** 宅和農業委員会事務局長。

○**宅和農業委員会事務局長** 具体的にはまだ検討はしてはおりませんが、そういう違反行為を要求するような行為があった場合につきましては、業者を指導いたしまして、二度とこのようなことがないように指導するというところまでで、申請を、行為をストップさせるということまではちょっと難しいかなというふうに思っております。

○**稲田委員長** 田村委員。

○**田村委員** 限界があるということだと思いますが、ただ、やはり農業委員の皆さんって、非常に一生懸命、熱心にやっていただいておりますところに、こういう触手をされて、こういうことに至ったということは非常に遺憾なことだと考えております。したがって、こういうことが二度と起こらない、これは倫理規程で我々というか、行政側の規程を定めるというのは有効だとは思いますが、やはり一方でこういったことが起こってしまった以上は、そういうところに対する指導というのは厳格にやっていただきたいということは要望しておきたいと思っております。以上です。

○**稲田委員長** ほかございますか。

遠藤委員。

○**遠藤委員** 一つ伺っておきたいと思うんですけども、ちょっと勉強不足で申し訳ないですが、この農業委員会選挙というのは、公職選挙法に該当するんじゃないかと思いますが、違いましたかいな。

○**稲田委員長** 宅和農業委員会事務局長。

○**宅和農業委員会事務局長** その件につきましては、28年4月1日に農業委員会に関する法律が改正になりまして、現在28年4月1日以降の改選では、公職選挙法ではなく、市長の任命ということに変わっております。ですから、公職選挙法の適用はございません。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 公職選挙法の適用が外されて市長の任命に変わったということなのですが、その場合に市長の任命した場合の身分というのはどういう扱いになっていましたかいね、農業委員の身分は。

○**稲田委員長** 宅和農業委員会事務局長。

○**宅和農業委員会事務局長** 農業委員の身分は特別職の地方公務員でございます。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** この倫理規程に掲げられてる内容というのは、特別職の公務員規程に準じた扱いというものが出てくるということになりますよね。

○**稲田委員長** 宅和農業委員会事務局長。

○**宅和農業委員会事務局長** このたびの規程につきましては、国家公務員倫理規程、米子市職員倫理規程をひな形に作成したものでございまして、ただ地方公務員法は適用がございませんので、一般職員との規程とは少し違えた形での規程としているところでございます。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** これ、ちょっと説明しにくいかもしれません。資料2のところで、令和2年3月27日の記載されてるところの箇所で、会長と不動産会社役員との間に金銭の授受があったということを会長代理なり、宅和事務局長が面会して確認されたと。こういうことになっておりますが、これは事実なことだと思いますけれども、そこで起訴されてる内容と同じものだというような状況の把握はできたんですか。それは、全く今は公表できないということですか。

○**稲田委員長** 答えられますか。

宅和農業委員会事務局長。

○**宅和農業委員会事務局長** 報道で発表がありますことと同様なことを聞いておりまして、間違いなく金銭の授受はあったということは本人の口から聞いております。ただ、それが犯罪に該当するかどうかというところまでは、まだこれから裁判が始まりますので、差し控えさせていただきたいと思います。

○**稲田委員長** いいですか。

ほかございますか、ないですか。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田委員長** ないようですので、都市経済委員会を暫時休憩いたします。

午後1時11分 休憩

午後1時12分 再開

○**稲田委員長** 都市経済委員会を再開いたします。

次に、体育施設への指定管理者制度の適用方針について、当局からの報告をお願いいたします。

深田スポーツ振興課長。

○**深田スポーツ振興課長** それでは、体育施設の指定管理者制度の適用方針について御説明いたします。

これは、今年度で指定期間が満了いたします米子市体育施設及び都市公園の一部と、米子市皆生市民プールの令和3年度以降の指定管理者を選定しようとするものでございます。

まず、米子市体育施設及び都市公園の一部ですが、お手元にありますA3、3ページものの資料のほうを御覧ください。対象施設といたしましては、1ページ目の米子市民体育館から以下列記してございまして、2ページ目の日野川桜つつみ公園までの28施設についてと、その下の(2)番、米子市体育施設の一部として米子市営湊山庭球場、米子市営日野川堰運動広場、米子市営大和公園運動広場の3施設を対象施設としております。

2番の管理業務の範囲についてでございますが、米子市体育施設及び都市公園の施設、設備、器具の維持管理に係ることと、(2)番といたしまして、米子市体育施設都市公園の設置目的に適合する自主事業の企画及び実施に関することを行わせる方針でございます。

3番、使用許可事務の代行については、ありということ、事務を行わせる方針でございます。

4番の利用料金制度の採用については、これについてもありということ、利用料金は指定管理者の収入とする方針でございます。

5番、指定期間でございますが、これは現行の期間と変更ございませんが、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年、5年間としております。

選定方法につきましては、公募で行う方針でございます。

また、公募の日は令和2年7月1日とする予定でございます。

その下、8番、特記事項といたしましては、米子市体育施設の一部、米子市営湊山庭球場、米子市営日野川堰運動広場、米子市営大和公園運動広場の3施設の指定管理者をそれぞれ別に公募することといたしまして、この場合、原則として、その他の米子市体育施設及び都市公園の一部、28施設の指定管理者となった者は、別に公募する3施設のいずれかの指定管理者となることとできないこととする方針でございます。ただし、別に公募する3施設につきましては、重ねて指定管理者となることも可とすることと考えております。その理由といたしましては、団体等が市営施設の指定管理者として新規に参入しやすくするため、管理経費の増額を抑制しながら管理区分を分割することとしたためでございます。

9番、今後のスケジュールでございますが、応募の受付については、先ほど7月1日に公募いたしまして、7月、8月に行いたいと思います。以降、9月、10月と、経済部内での選定会議、あるいは指定管理者選定委員会を経まして、12月の議会におきまして、指定管理者の指定に係る議案を上程させていただきたいと考えております。

それでは、続きまして、A4、1ページものの米子市皆生市民プールの資料を御覧ください。皆生市民プールの指定管理者制度の適用方針について、御説明いたします。

施設名称、そこにございますとおり、皆生市民プールということで、皆生温泉にあります施設を指定管理として適用したいと思っております。

管理業務の範囲につきましては、他の体育施設と同様に、維持管理、及び自主事業の企画及び実施に関することと考えております。

使用許可事務の代行についても行わせる方針でございます。

また、利用料金制度についても採用し、利用料金は指定管理者の収入とする方針でございます。

指定の期間につきましても5年間ということにしておりまして、選定方法は公募において令和2年7月1日に公募を行いたいと考えております。

皆生市民プールにつきましては、従来の適用方針と変更がないところでございます。

今後のスケジュールにつきましては、先ほど御説明したとおりでございます。説明は以上でございます。

**○稲田委員長** 当局からの報告は終わりました。

委員の皆様からの質疑、御意見を求めます。

又野委員。

**○又野委員** 体育施設及び都市公園の一部のざっと一覧表が書いてあるほうなんですけれども、最後の3ページの理由のところ、新規に参入しやすくするため書いてあって、管理区分を分割することとしたとあるんですけども、この(1)と(2)に分けて、(2)も3つに分けた、このことによって具体的にどのように参入しやすくなるからこのように分けられたんでしょうか。ちょっとそこら辺を具体的に教えていただければと思います。

**○稲田委員長** 深田スポーツ振興課長。

**○深田スポーツ振興課長** この3施設についてでございますが、湊山庭球場、日野川堰運動広場、大和公園運動広場ということで、いずれも箱物ではなくて、グラウンド等の外施設でございます。ですので、業務内容、管理業務の内容といたしましては、整地ですとか、剪定ですとか、除草ですとか、そういった業務が主になります。ですので、箱物と違って、施設のほうの修繕等がございませんので、ある程度管理はしやすいのではないかと考えております。

それと、この3施設についてなんですが、利用団体、通常使用しておられる利用団体の方がある程度数が少ないものですから、やはり指定管理者ということだと、維持管理だけではなくて申請の受付ですとか、利用調整ですとか、その辺りのオペレーションもあるものですから、利用団体が少なければそういった業務も行いやすいであろうということで、この3施設を分割をいたしました。

**○稲田委員長** 又野委員。

**○又野委員** ありがとうございます。理由として、業者さんが新規に参入しやすいとあるんですけども、あと利用者さんの立場から、より利用しやすいとか安全に利用できるか、こういうような視点もできるだけ入れていただければと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

**○稲田委員長** ほかございますか。

田村委員。

**○田村委員** 先ほどの又野委員の質問とも重複するかも分かりませんが、この参入しやすくするというのを考えますと、この施設の(1)のずらっと並んだ28施設、これは一くくりということのままでよろしいんでしょうか伺います。

**○稲田委員長** 深田スポーツ振興課長。

**○深田スポーツ振興課長** この28施設についてでございますが、当然、今回の指定管理の区分の変更について、新しい事業者が参入しやすくすることと、それとあと何か事故が起こったときの影響範囲があまり広く及ばないようにということで、このような検討になったというふうに理解しております。ただ、大きく分ければ分けるほど、当然、今までスケールメリットで管理しておったものが、当然管理経費の増加というのは見込まれるものでございます。以前にちょっと違う場で御報告したことがあるかもしれませんが、

仮にこの体育施設を従前の3区分、屋外体育施設、屋内体育施設、淀江体育施設の3区分に分割した場合、人件費だけで約1,100万程度増えるという試算がございました。ですので、やはり分割するに当たって、分けても、そもそもの規模が小さくて、なるべく管理経費の上昇が抑えられるようなものというのを選定して、この3つを分けたところがございます。

○**稲田委員長** 田村委員。

○**田村委員** 正直言いまして、これ参入しやすいというよりも、ある特定の事業者がそこを今後もお願いしますね的なイメージがどうしてもしてしまいます。といいますのが、プールであったりとか、庭球場であったりとか、非常にこの狭いエリアのものが区分される中に、このたくさんある中に、また市民球場であるとか、武道場であるとか、非常に本当に目が行き届くのかなというような懸念もいたします。安ければいいのかも分かりませんが、そうじゃなくて、やはり利用者目線で考えますと、今まででもありましたように、例えば利用申請がインターネットでできるであるとか、そういったものをちゃんと取り組んでいただけるような事業所が本当に選定されるべき、利便にかなうものが入るべきだというふうに考えておりますが、これに関しての見解を伺います。

○**稲田委員長** 深田スポーツ振興課長。

○**深田スポーツ振興課長** それについてでございますが、当然、施設数が多くなれば、その分管理に係る人員というのも多くなってまいります。管理に必要な体制を指定管理者として申請する団体が当然備えていなければならないと考えております。

また、インターネットの予約についてでございますが、これについては、指定管理者の条件として行わせることもできるかとも思いますが、仮に途中で指定管理者が変わった場合、システム自体が使えなくなるということもございますので、これは今年度、来年、市のほうにおいて実施する方針で、現在検討中でございます。

○**稲田委員長** 田村委員。

○**田村委員** 最後にしときます。やはり市民目線といいたしでしょうか、利用しやすいための施策、これはもうしっかりリードしてやっていただきたいと思います。

最後、一つ伺いたいんですが、米子市営湊山庭球場というのがございます、久米町というところで。この隣接する湊山球場については、この秋にも用途廃止ということになっております。これは、いわゆる米子城跡整備基本計画に基づいて粛々と整備される一環として先行されると思うんですが、この庭球場というのも二ノ丸の跡地の中を陣取っておる、非常にほかの観光客の方から言わすと、何でこんなもんがあるんだというようなものなんですが、これこのまま委託して継続使用されるおつもりなんですか伺います。

○**稲田委員長** 深田スポーツ振興課長。

○**深田スポーツ振興課長** この湊山庭球場についても、史跡の米子城跡の中に含まれているということは理解しておりますが、文化観光局の中で調整いたしまして、この指定期間の5年間のうちは使用可能であろうというふうに調整した上で、今回公募にかける方針でございます。

○**稲田委員長** よろしいですか。

ほかございますか。

遠藤委員。

○遠藤委員 指定管理者制度と直接関わりはないけども、この選定する方法の中で、公募にはよらないで、特定の法人等選定したという中の候補者に、一般財団法人米子市文化財団と、こうなっておりますよね。

○稲田委員長 それ、遠藤委員、遠藤委員。次の文化施設に当たると、今、体育施設のほうですので、よろしいでしょうか。

○遠藤委員 ああ、そうかそうか、ごめんごめん、はいはい、了解、はいはい、ごめん。

○稲田委員長 では、引き続き体育施設に関して御質問、質疑のある方はお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

○稲田委員長 ございませんね。

ないようですので、本件については終了いたします。

次に、文化施設への指定管理者制度の適用方針について、当局からの報告をお願いいたします。

下高文化振興課長。

○下高文化振興課長 文化施設への指定管理者制度の適用方針について御説明いたします。

文化振興課が所管しております施設の次期指定管理の制度適用でございます。資料にありますように、一応施設を3区分しております。1番として、米子市文化ホール、米子市淀江文化センター、米子市公会堂、これが一くくりでございます。それから2番として、米子市美術館、3番として、米子市立山陰歴史館、米子市埋蔵文化財センター、米子市福市考古資料館、このくくりで次期指定管理者制度を適用しようと考えております。そういたしますと、それぞれについて御説明いたします。

まず、米子市文化ホール、米子市淀江文化センター、米子市公会堂、いわゆるホール関係の3施設の指定管理の適用でございます。

指定期間といたしましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間を予定しております。

管理業務の範囲としては、お配りしております資料にありますが、施設、設備の器具、維持管理に関すること、施設等の使用許可に関すること等々、ここに記載をしておるとおりでございます。

あと、使用許可事務の代行はありということです。

あと、使用料金制度は採用いたします。料金をいわゆる指定管理の業務の中で使っただけということになります。

それから、先ほど申しましたが、指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間を予定しております。

選定方法は公募によらず、特定の法人等を選定したいと考えております。候補者としては、一般財団法人米子市文化財団を考えております。

ここにつきましては、このホール3館につきましては、平成27年の選定時と変更はなっておりません。従来どおりの選定の適用方針としております。

なお、特定の法人を指定するということで、非公募といたします理由といたしましては、本市の芸術文化の振興及び文化活動の普及を図るための拠点として、このホール3館の役

割は非常に重要であると考えております。指定管理者には長期的な視点で市民や文化団体等との連携協力により継続的に事業を展開していくことが求められると考えております。これら3館につきましては、現在、米子市文化財団を指定管理者として選定し、管理運営を行っておるところでございます。長年の芸術文化事業に対するノウハウの蓄積、関係文化団体との良好な協力関係を構築、利用者ニーズへのきめ細かい対応などとともに、地域に密着した事業を今後も展開できると想定されております。これまでの管理運営業務を通して、本市の芸術文化振興等を担ってきた経験と実績は十分評価できるものであると考えておりますので、このホール3館の指定管理者として適当な事業者であると判断したものでございます。以上が米子市文化ホール、米子市淀江文化センター、米子市公会堂の指定管理者制度の適用方針の説明でございます。

続きまして、米子市美術館の指定管理者制度の適用方針でございます。施設は米子市美術館でございます。

美術館の管理業務の範囲といたしまして、美術館の施設、設備及び器具の維持管理に関すること、施設等の使用許可に関すること、利用促進に関すること、そのほかでも自主事業の企画運営に関すること等々を上げております。

使用許可事務の代行はありとしております。

利用料金制度の採用もありとしております。

指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間で予定しております。この指定の期間は、前は10年間で指定しておりましたが、今回は5年間の指定ということを考えております。

選定方法といたしましては、公募によらず特定の法人等を選定する予定でございます。候補者としては、一般財団法人米子市文化財団を予定しております。

前回からの変更点は、指定の期間を10年から5年に短くしたことと、公募によらず特定の法人を選定するという、この2点でございます。

指定管理の期間につきましては、現行の10年から5年として、10年の公募から5年の非公募として、その5年間の管理運営状況や制度適用に係る評価を検証しながら、次期の選定を検討していくことと考えております。

公募から非公募への変更でございますが、美術館の設置目的を達成するために長期的な視野に立った事業の実施、専門的な人材の育成、郷土の芸術文化活動をプロデュースするノウハウ、地域の文化芸術関係団体等とのネットワークが必要であると考えております。米子市文化財団は、美術館がオープンして以来37年にわたって円滑に管理運営を行ってきた実績がございます。長年培ってきた円滑な管理運営実績や、地域や関係機関との連携及び長年にわたる芸術に関する調査研究等の実績を基に、安定的で効果的な施設運営が図られると期待できるということで、候補者として一般財団法人米子市文化財団を公募によらず、特定の法人を選定ということで考えておるところでございます。

続きまして、米子市立山陰歴史館、米子市埋蔵文化財センター、米子市福市考古資料館、この3館について御説明をさせていただきます。

管理業務の範囲は資料に載せておりますが、設備及び器具の維持管理に関すること、展示資料の閲覧及び応接に関すること、保管資料の使用許可に関すること、利用の促進に関すること、そのほか自主事業等を実施すること等々を上げております。

使用許可事務の代行はありとしております。

利用料金制度の採用もありでございます。

指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日の5年間を考慮しております。

選定方法といたしましては、公募によらず特定の法人等を選定することを考慮しております。候補者として、一般財団法人米子市文化財団を考慮しております。

前回からの変更点ですが、山陰歴史館につきましては、先ほどの美術館と同様に、10年の指定期間を5年にしております。それから、公募であったものを非公募にしております。福市考古資料館、埋蔵文化財センターには変更はございません。美術館のときと同じように、山陰歴史館の指定期間につきましては、現行の10年の公募から5年の非公募といたしまして、その5年間で管理運営や歴史関係施設の在り方の検討、制度適用に係る評価等を踏まえて、その都度検証しながら今後のことを検討していくことになろうかと思っております。

公募から非公募への変更でございますが、施設の設置目的を達成するためには、やはり長期的な視野に立った事業の実施、専門性の高い人材の育成や確保、文化財などの郷土の歴史に関する調査研究に係る高度な技量が求められるものだと考えております。

米子市文化財団は、そういう求められるものを持っておる団体で、郷土の歴史に関する調査研究や学習支援、啓発活動など、地域に根差した専門性の高い事業展開をずっと図ってきております。今後も安定的で効果的な管理運営が可能になると考えておりますので、非公募により米子市文化財団を指定管理の候補者として選定いたしたいと考えておるところでございます。説明は以上でございます。

**○稲田委員長** 当局からの報告は終わりました。

委員の皆様からの質疑、御意見を求めます。

遠藤委員。

**○遠藤委員** まずお聞きしたいのは、この文化財団、これの理事構成と人数、それから職員というものの実態が分かりますか。

**○稲田委員長** 調べれば分かりますか、手元にありますか。

手元に資料がない。どういたしましょう、もしそれがなくて進められないようであれば……。

**○遠藤委員** いや、委員長、委員長。

**○稲田委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** あるかないかどうか、当局が言ってください。しばし、今は説明できない、後から資料出しますかどうかとか。

**○稲田委員長** じゃあ、答弁お願いいたします。

岡文化観光局長。

**○岡参事兼文化観光局長** 今、手元にございませんので、その組織構成等につきまして、後ほど資料を提出したいと思います。

**○稲田委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** なぜお聞きしたかという、この指定管理者制度による施設名称はここに掲げられとる内容で指定するということなんだけども、文化財団がもう一つ業務委託を受けている図書館、この問題が文化財団が担っとる中にあらへんかと思うけど、違いますか。

○**稲田委員長** 図書館の委託はどちらがという話ですが。

岡文化観光局長。

○**岡参事兼文化観光局長** 図書館につきましては、これは市からの委託事業だったように記憶しております。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 市からの委託事業ちゅうのは、文化財団が業務委託で受けとるっていうことでしょ。

○**稲田委員長** 岡文化観光局長。

○**岡参事兼文化観光局長** はい、そのとおりでございます。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** そこでね、以前からこの指定管理者制度をめぐって、議会からもいろいろ注文が来てきたと思うんだけど、特に、この文化施設に関わる職員さんの、ここにも書いてありますが特記事項で、専門的人材の確保、育成、こういう観点から見たときに、指定管理者制度において経費の削減を図ろうとする意図は分からんでもないけれども、あまりにも低廉な賃金ではないのかと、こういうことがずっと言われ続けてきたと思うんだがね。それで図書館の問題の業務委託をめぐってもトラブルが発生して、そこでも問題が生じてきたということが過去にあるわけだ。そうすると、今回の指定管理者制度の適用に当たって、この文化財団の職員の、結局この労働条件、これをどういうふうに改善をしていきながら、専門的人材の育成なり確保ということに結びつけていくかと、このところを抜きにした議論はないと思うんだけど、そこの辺のところはどういうふうに内部で検討されてるんですか。

○**稲田委員長** 下高文化振興課長。

○**下高文化振興課長** 議員の御指摘のとおり、一番最初に指定管理を導入したときに、この文化財団の職員の給料というのがかなり下がっております。そのことは重々当局としても認識をしておるところでございます。今回の指定管理の切替えに当たって、そういうことも踏まえながら事業計画、いわゆる予算を含めた事業計画を財団が出してきていただいたときに、その中を精査して、そういう待遇面の改善というのも検討していきたいと考えております。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 確認しておきますけども、文化財団のその人件費、いわゆる労働条件に関しては、今回の指定を契機に十分そういうことも含めて検討すると、あくまでも押さえつけるというようなことばかりはしないと、こういうことでいいですか。

○**稲田委員長** 下高文化振興課長。

○**下高文化振興課長** はい、上から押さえつけるっていうことは考えておりません。お互い話し合いをきちっといたしまして、待遇改善を目指していきたいと考えております。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** ぜひ待遇改善については、前向きな検討を求めておきます。

それから、この山陰歴史館の指定の管理の在り方なんだけども、議会でもいろいろこの公共施設管理計画を含めて議論されとって、庁舎再編ビジョンの中にもこの課題が載るとるけれども、この5年間という間、つまり令和8年の3月31日までは現状の山陰歴史

館の運営でいくと、こういうことでこれは定めるということでいいですか。

○**稲田委員長** 下高文化振興課長。

○**下高文化振興課長** 現段階で考えておりますのはこの5年間でございますが、今サウンディング調査というのをやっております。その結果を踏まえて、令和2年度内に山陰歴史館の在り方の方向性を出していきたいと考えております。その方向性を出した段階でいろいろ御議論をいただいて、内容等も検討しながら、それで今後の指定管理のありようというのでも出てこようと思います。しかしながら、山陰歴史館が、仮にですが、今の旧米子市役所の中にいなくなっても、山陰歴史館という業務は残ってくると考えておりますので、この5年間の指定管理期間の間、山陰歴史館という業務を行うということは変わりないと考えております。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 今、課長の説明だとすると、山陰歴史館という事務事業というものは、これは現在の場所であろうとなかろうと、これはずっと継続して進めていく事業なので、5年で終わるという問題ではないという今の説明だったというふうに思いますが、それでいいですね。

○**稲田委員長** 下高文化振興課長。

○**下高文化振興課長** はい、そう考えております。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** それから、サウンディング調査というのは、あくまでも今やっとなる状況なんだが、その結果においては変わるといふ部分は、つまり建物の運用についてどう利用するかということについて変わるといふことだと、ということで、山陰歴史館というものの事業の運営と、それから、今の山陰歴史館と名称を打っておる建物の利用については、これは、あるいは分離される可能性があるかと、こういう見解だといふふうに思っていますか。

○**稲田委員長** 下高文化振興課長。

○**下高文化振興課長** 様々なことが今後考えられると思います。今行っておりますサウンディング調査というの、一般の方々、事業者の方が建物をどういう使い方ができるかという御提案、アイデアを今頂いておるところでございます。そういうのも踏まえながら、建物の生かし方、歴史館が中に残るのか、それとも一部残るのか、全くなくなるのか、そういうのも踏まえながら検討していくことになろうかと思っております。

その過程で、考え方といたしましては、いわゆる山陰歴史館という機能と、あの建物を使って山陰歴史館を展開するということは別個に考えていくことはあろうかと思っております。

○**稲田委員長** よろしいですか。

ほかございますか、ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田委員長** ないようですので終わります。

ほか、経済部ございますか。

遠藤委員。

○**遠藤委員** 課題が違うけども、この緊急事態の状況の中で経済部が出席しとられるんで、部長が。

○**稲田委員長** その他ということで、御質問。

**○遠藤委員** うん、その他でちょっと聞かせてもらいたいんだけどな、いいかな。

**○稲田委員長** 答えられる範囲で。

遠藤委員、お願いします。

**○遠藤委員** こないだ控室に内閣が示された、今回のこのコロナの支援策のいろんな制度がありますよというパンフレット配っていただきました。それで、あれを読みましたが、この具体的な事業費がどうなるのかとかいうようなことの中身は全く見えません。ただそういう制度として、文書上作っておりますよ、膳をそろえておりますよという中身のもんだけです。

僕はそこで聞きたいんですけども、新聞等で見ると、鳥取市とか鳥取県とか、いろんな形で出てきますよね。あるいは境港市も、今日も出ておりました。問題は、我々議会議員として、米子市にはどういう制度がありますかというのは、常に報告をいただいておりますけども、国と県と他市の比較されたときに、何で米子はこれがないんですかというような突っ込みが出てくる場合があるんですよ。そういうことを考えてみたときに我々の目線で説明できるように、国の制度ではこういう中身のものがありますよ、具体的なものがと、鳥取県ではこういうものをやっとりましますよとか、これがまあまあ極端に言えば鳥取市、市の段階では鳥取市や境港市はこういうもんがありますよ、米子市はこういうもんがありますよというような形で、この一覧で見れるようなものを近々のうちに作ってもらいたいと思うんだけど、そういう状況というものにはなりませんか。

**○稲田委員長** 杉村経済部長。

**○杉村経済部長** 国の次の補正予算に関わる事業もいろいろなメニューが国のほうでも検討されておられますし、県のほうでも既に事業化されたものであるとか、現在検討されているものもございます。当然、本市でも次の経済対策、コロナの影響を受けた経済対策についても検討しているところでございます。

言われましたように、様々な国、県、あるいは近隣市町村でも対応する事業っていうのが出てきておりますので、ある程度その経済部関連、経済関連ですか、そういったものそれぞれの事業の一覧表というか、こんな事業があります、現在今、経済部のほうでも経済戦略課のほう为国・県の制度を含めて事業者様の相談を受けているところでございますので、ある程度情報ももちろんつかんでおりますから、そういったものをまとめた資料提供の、遠藤委員さんからの御要望がございましたので、議員の皆様にもそういった資料を作成してお配りしたいというふうに思います。

**○稲田委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** ぜひ前向きに取り組んでもらいたいと思いますが、併せて、経済部所管だけでなしに、ぜひ庁内で調整してほしいんですけど、総合政策課とか秘書広報課がやる、何か市民向けの広報を出すようなことを、こないだちょっとニュースが入ったんですけども、それらとの整合性を図っていただいて、秘書広報課が出す情報はこげだと、経済部が出す情報はこげだという具合に、二重で見るような形でなしに、それは一体化して見れるようなそういうようなものの広報の扱いというのをぜひ検討してもらいたいと思うんだけどね、これは要望しときますよ。

**○稲田委員長** 答えられますか。

杉村経済部長。

○**杉村経済部長** 御承知かと思いますが、先般、総合政策課を事務局とした感染症総合対策本部会議、こういったものは立ち上げておりました、庁内の総合的な情報等も、もうその本部会議のほうで対応していくということもございますので、経済部所管以外のところの部分もという御要望でございますので、今の対策本部会議のほうに、私のほうから話をして、そういった御要望があり対応できないかという話はしてみたいというふうに思います。

○**稲田委員長** ほか、経済部ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田委員長** ないようですので、以上で都市経済委員会を暫時休憩といたします。

**午後 1 時 4 8 分 休憩**

**午後 1 時 4 9 分 再開**

○**稲田委員長** 都市経済委員会を再開いたします。

都市整備部から、2 件の報告がございます。まず、米子駅南北自由通路詳細設計について、当局からの報告をお願いいたします。

松本都市整備部主査。

○**松本都市整備部主査兼米子駅周辺整備推進室長** 米子駅南北自由通路の詳細設計につきましては、平成 3 0 年から令和元年末まで 2 年間にわたり実施をまいりました。その結果につきまして、今回報告のほうをさせていただきます。

資料のほう、まず 1 ページを御覧いただけますでしょうか。1 ページ目でございますけれども、自由通路の鳥瞰図、南側、北側のそれぞれ正面図でございます。この図につきましては、2 月の当委員会におきまして、概略ということで報告をさせていただきました内容とほとんど相違ございません。で、ここの部分でございます、例えば上の鳥瞰図、駅ビル、新駅ビル書いとりますけれども、こちらのほうはまだ白塗りのままでございます。こちらにつきましては、先般 3 月に米子駅南北自由通路等整備事業の協議会、三者協議会でございます、そちらの中で J R 西日本様のほうから、今年度中にはある程度きちっとした形で示したいと、中身についても示したいと。で、外観についても自由通路と調和のとれたものにしたいんだよというような報告はございました。こちらにつきましても、逐次情報が入り次第、また報告のほうはさせていただきたいと思っておりますが、現状はこのような状況になっております。

めくっていただきまして、2 ページ目でございます。左側の平面図でございますけれども、こちらは自由通路の主な施設、設備を示しております。2 月の委員会で説明をさせていただきましたが、エレベーターの位置、これをそれぞれ線路側ぎりぎりのところに移動させております。それ以外に、あと中央の展望スペースというのが報告しましたとおりでございますが、公衆トイレ、南側、北側それぞれ 1 か所ずつ、1 階にトイレのほうを設けるようにしております。また、北側ですけれども、観光案内所、こちらのほうを自由通路北側の 1 階に設置する方向で今、観光部局と調整をしております。右側の上ですけれども、見取図のほうをつけております。こちらのほうでエレベーターを使われる方の動線とそれ以外の方の動線というのを、ちょっと示させていただきました。点線で描いとりますのが、北側から来られて南側に抜ける、また逆もしかりでございますけれども、エレベーターを使われる方の動線が点線と。こちらの動線で移動していただきますと、一番懸念しており

ました駅と新しい駅ビルの動線、こちら直接動かれる動線と直接重ならないようにということで、2月にちょっと説明させていただいたんですが、図面がなくて少し分かりにくい分もございましたんで、今回、図示の方をさせていただきたいと思います。

こちらのほうですね、内観でございますけれども、見取図のほうの北側、丸Aと書いてありますが、こちらから駅の開札のほうを見た内観の図でございます。で、こちらが概要についての報告でございます。

その次に、事業費についてでございます。今回、今説明しました概要のものを実際工事するに当たって、幾らかかるかというところで算定をいたしましたものでございます。

3ページ目を御覧ください。こちらですね、全体事業費としましては、ここに記載しております63億2,100万円。これまでお示ししとりました事業費60億5,700万円から、2億6,400万円増加しとります。この金額は、当初予備設計の内容を精査をしてこれだけになったっていうのに加えまして、新たに追加しました設備等の金額を加えて、合計で幾らだよということで、今回の63億2,100万円という金額を出しとります。

まず、増減についてでございますが、予備設計の内容を精査した金額ですね、こちらについての部分が小計の①でございます。こちらが当初の設計に応じて現在でやったら幾らになるかというところで計算をしました。ここで、増額部分が1億2,500万の増額となっておりまして、主な理由としましては2点ございます。

1点目は、駅南広場側の建屋のシェルターでございまして、1ページ目の右下のパスを見ていただきますと、こちらのいわゆるひさしといいますか、1階部分の屋根の部分、こちらの費用でございます。こちらにつきましては、当初、駅南広場の整備で、駅南広場側にシェルターをつけるということで整備を予定しておりました。ですけれども、いろいろデザイン案など、パブリックコメントを取ったりとか、そういうことをしましたときに、一体的なつながった一連としたひさしのほうが使い勝手もいいし、いいんじゃないかということで、イメージパスのようなひさしにしました。それに伴いまして、自由通路のひさしという形での整備を行うことにしましたんで、自由通路のほうで5,400万増加ということになつとります。当然、これに伴いまして、駅南広場の整備のほうからは5,000万円、当初5,000万円で想定しとりましたんで5,000万円の減額と。で、トータルで400万円の増額というところになります。ですので、実質の今までの予備設計の額からの増額分としましては、7,500万円の増ということになっております。

もう1点、その増額で大きいものがエレベーターの大型化でございまして、こちらが4,100万円の増になつとります。こちらにつきましては、いわゆる自転車を押して通れるということにしとりまして、それが対応できるようなエレベーターということで、設計をしとりまして、実際このエレベーターの大型化を行いますときに、他市の状況とかもいろいろ確認をさせていただきました。そうしますと一番意見が多かったのが、緊急時の救急車とか、ストレッチャー、ああいうのが実際に乗らない通路が多くて、意外と有事の際に困るんだよっていうところもあったんで、今回大型化をするに当たってストレッチャーも乗れるぐらいということで、ちょっとここ2メートル30、奥行きがなつとりまして少し大きいんですが、市内の救急車等に乗つとりますストレッチャーが、大体2メートル5センチぐらいということで聞いてとりますんで、それが入って10センチ余裕があるぐらいの大きさということで、この設計にしとります。

その他につきましては、防犯カメラでありますとか、消火栓などの数の増減とか、そもその人件費なども上がりますんで、そういった部分が数百万ずつの増というふうになっとなりまして、トータルで1億2,500万の増というふうになっとなります。

次に、新規の追加分ということで、上げておりますのが、小計②にしとります、1億5,500万円分でございます。こちらにつきましては、まず最初に記載しとります天井木質化ということで8,000万円、これ増額ということで、新規ですんで増加で上がります。ただ、この金額は、全部外注でJRさんに発注してもらって、そこで準備していただいて設置をするという費用でございまして、この木質化につきましては、本市でありますとか鳥取県の農林部局と今協議をしとりまして、どういった形で効率的に仕入れて、安くできるかっていうところの協議を今行っているところでございます。ですので、この8,000万をどこまで縮減できるかっていうところを、今協議をしてるところでございます。

次に、北側のシェルターということで、4,000万円上げさせていただきとります。こちらにつきましては、今あります駅北の大屋根、あの背の高い屋根ですね。あちらのほうも自由通路の整備に伴いまして、今の駅舎にくっついているところを取って、工事をするという計画で、当初はありました。ですけれども、詳細設計やるに当たりまして、一体的、一部は切り取れないよと、全部取らないといけないよっていうところが、設計上分かってきまして、これを全部自由通路の工事でやってしまうということにしました。ですので、今、今年度予定しとります、駅北広場の整備の中からは減額になるんですけれども、自由通路のほうに、この4,000万増額になったというところでございます。ただ、横滑りですと金額は同じなんです、自由通路整備が交付金もかなり有利な交付金を使わせていただいとりますんで、本市の持ち出しという部分では自由通路に移ったことで少なくはなるんですけれども、やはり事業として自由通路の工事の中でそれは撤去をするというところで、国のほうにもこれでいけるということもありましたんで、これでさせていただくということにしとります。

その下2つですけれども、こちらにつきましては、いわゆる障がい者に対応した設備でございます。予備設計以降、障がい者団体とそれぞれいろいろ話はさせていただきとる中で、こういった設備があったほうがいいんじゃないかというようなところもございましたんで、計上させていただきとるもんです。具体的にどういったものかといいますと、まず視覚障がい者用の音声案内でございまして、これはいわゆる市役所とか駅とかにあります、ピンポンっていう音がする誘導鈴といいますか、あれだけではございませぬ、当然それもあるんですけれども。あとは、例えば階段とか、所用所用の場所に対応する機械を持つとられる方のところに、その機械があれば通知が行くと。で、そこでボタンを押せば、例えばだんだん広場側の階段ですよというような音声案内が出る、そういった機械でございませぬ。その部分と併せてあとはトイレですね、トイレにも音声案内をつけまして、これはセンサーなんですけれども、人が近づくと、こちらトイレですよ、右は男子トイレ、左は女子トイレですよというような案内が出る、そういった機械でございませぬ。

あと、次が光警報でございませぬけれども、こちらにつきましては、いわゆる火災警報は当然ついてるんですが、火災警報ですと大きな音と、その警報機があるところの赤いランプが点滅するっていうようなところですので、聴覚障がいの方がなかなか分からないというところで、有事の火災の際には天井が激しく点滅するような機械でございませぬ。こちら

につきましては、障がい者対応ということでつけていきたいと思っております。

で、自由通路ですね、こちらのほうは今後何十年も使っていただく施設でございますので、先ほどのストレッチャーの対応したってというような、エレベーターの大型化もございますけれども、皆さんに安全に安心して利用できるような施設にしたいと思っておりますので、このような設備を現在考えております。

じゃあ次、4ページ目でございます。次、BバイCでございます、こちらのほうは事業費、今回の63億2,100万円で算定しまして1.04でございます。で、従前の概算事業費でございますけれども60億5,700万円。こちらを算定しましたときは1.10。トータル0.06低下をいたしました。算定にかかります数値につきましては、前回算定しました便益などを使っております。総事業費を今回出しましたもの、工事費を加えまして、BバイCを計算いたしました。

まず、この事業費でございますけれども、上の欄でございますが、総事業費63億2,100万円。年間の維持費、こちらは1,800万円で算定しとりました。便益についても3億6,000万、社会的割引率4%、期間40年。で、これBバイCの規定にのっとって作ったものでございます。

まず、総便益でございますけれども、便益としましては3億6,000万が40年分ということにはなるんですが、ここが総便益の144億3,600万にはなるんですけれども、この便益を出しますときに今度、社会的割引率、こちらで計算をしていきます。これ何かあっていきますと、例えば昭和の頃の10万円と今の10万円、価値が違うでしょ。で、昭和のときの10万円と今10万円比べると、10万円としての価値、例えば昭和の頃に10万円もらって何かできるよっていうものが、今の10万円ではできない。そうすると今だと5万円ぐらいの価値しかないですねというような意味合いで出しますものでございます。ですんで、便益につきましても、当初は3億6,000万で出しとりますけれども、これ40年後になりますと、大体6分の1、7分の1ぐらいの計算で出していくということになります。ですので、①で144億の便益があるんですけれども、現在価値に直しますと、54億ぐらいの価値で計算をするという計算式になります。費用につきましても同様でございます、大半が事業費でございますので67億5,500万ですけれども、便益でそれほど下がらずに52億。要するに、近い年度のほうが社会的割引率がかからないので、費用として、事業費ですとここ8年ぐらいで全部払ってしまいますので、そうすると割引率がそうかからないので67億に対して52億と、8割ぐらいの費用は残るよと。これで計算をしていきます。実際しましたところ、それで数値を入れとりますが、計算上1.04という形での数値になります。

最後になりますけれども、自由通路のスケジュールでございますけれども、こちら本当に大まかなものでございます。令和2年度基礎工事、橋脚建築っていうのを行いまして来年度が躯体、4年度も躯体をして最終的に内装をして令和5年の春に完成というところになります。

工事につきましては、JRさんと工事協定を締結するんですけれども、今回のこの額、全額をするのではなくて、先ほど言いました、例えば木材利用についてですとその分はいろいろ市で検討したいっていうのもあるんで、そういうのを削ったりとか、あるいは直接市でできる分があるんじゃないかということなんです削ったりとかしますので、その分につ

いては今JRさんとその調整を行いながら進めておりました、一応、事業内容、金額、工事内容が決まりましたら、6月の議会で協定についての議案を上程させていただきますので、そちらでまた説明のほうをさせていただきたいと思っております。

すみません、ちょっとしゃべりにくくて、変な声になって申し訳ございません。説明のほうは以上でございます。

**○稲田委員長** 当局からの報告は終わりました。

委員の皆様からの質疑、御意見をお願いいたします。

遠藤委員。

**○遠藤委員** 費用便益費の関係でちょっと聞いときたいと思うんだけど、平成26年度で初めて議会に便益が示されたときには1.38ということで示されとったんです。それと今回のを比較してみると、総費用が大きく変更してるということになると思うんです。この大きく変更した内容というのは、どういうふうに見ればいいですか。

**○稲田委員長** 松本都市整備部主査。

**○松本都市整備部主査兼米子駅周辺整備推進室長** その当時出しましたものから増えます分ですけれども、その間に補償の本調査をして補償費を確定させて、その分増額だという報告を1回させていただきとりました。で、今回が工事費が2億6,400万増えたということで報告をさせていただきとります。で、それぞれの費用が増えた分がこの便益の数値が低下につながる主な数字でございます。

**○稲田委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** その補償費なんかというのは、平成26年度でも補償費は想定できたんじゃないかと思うんですが、できなかつたんですか。

**○稲田委員長** 松本都市整備部主査。

**○松本都市整備部主査兼米子駅周辺整備推進室長** 補償費、その当時は補償費の算定はしとりませんで、工事費で大体これぐらいになるだろうと。例えばJRさんの新しい駅を造るのにも補償で造っていただくんで、補償費での計算というのはございます。ですが、26年の段階では、工事費ですと大体これぐらいかかるだろうという額で、概算の本当に概算の概算ですけれども、出させていただきとりました。で、平成28年に補償の本調査をさせていただきまして、その時点で補償費の確定ということで今JRさんと補償の協定も結んで補償費を払って、例えば今支社ビルなんかを建てておられますし、そういったことを進めとられます。ですので、26年の段階では補償費というのもそういった精緻なものではございませんで、あくまで工事費から想定をする額を入れていったというところでございます。

**○稲田委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 正規なものでなかったか知らんけど、これは新聞等で報道されて、物すごい便益が高いよというような報道に使われておるんですよ。だけど中身を見たら、実際の中身の問題ではございませんっていうような、今の説明になっちゃうわけですよ。真を欺くような話になるんじゃないですか、今の説明は。

それから、もう1点聞きますけども、この債務負担行為を組んでますよね、これは。何ぼ組んでましたっけ、総額。これの変更は起きるんですか、起きないんですか。

**○稲田委員長** 松本都市整備部主査。

**○松本都市整備部主査兼米子駅周辺整備推進室長** すみません、今、債務負担の数字っていうのはすぐちょっと出てこなかったんですけども、債務負担を取った額と今年度、令和2年度の予算額の中での協定の額になる見込みでございます。当然これを満額丸々しますと、債務負担も含めた額を超えてしまうんですけども、先ほど申しましたように、JRさんに直接、今工事が確定してる分ということで協定は結ばせていただきます。将来的に、例えば木材の分で結局、現在木材需要もかなり下がってるというところで、先行きがちょっと分からない状態なんで、結局無理なんでJRさん全部お願いしますっていうことになると、確かにJRとの協定額は増えていきますんで、そういった場合ですと債務負担を取り直すなりなんなりという手続を踏んでから改めて協定を結び直すということになるかと思えます。

**○稲田委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 付け足しみたいな形で、事業費が増えたり減ったりというような論理は、僕は正しいような、正しい適切な説明に至らんとしますよ。やっぱり総事業費というのは的確にできるだけ見積もって、そして対応する、そして政務負担行為額についてもきちんとしたやっぱり額を示す。動いてくれば動かしますわいというような、言うなればその場しのぎの事業費の算定の在り方っていうものは、予算の組み方っていうのは、これは少し反省してもらいたいと思います。これ大事なことだと思います。そういう事業計画を組まなければ、やめればいいんです、能力がなければ。やる以上は税金を使って正確なものをできるだけ出すと、これが仕事の使命だと思います。言ったら付け加えます、言わなかったら黙っとります。こんなような形に見えるような説明では、これはいかんと思うんで、この辺については十分に肝に銘じといてください。

それから、工事のスケジュール。ここではこういうふうに乗っていますけども、今までもいろんな形でこういうスケジュールが載っていましたけども、まともに動いていないんですよ、いろいろと。今度はまともに動くんですか。つまり一番大事なの、社総金の予算獲得が、確実に各年度ごとにできるかどうか。これが僕は一番ポイントになると思うんですよ。そういう形から見たときに、ここに令和2年から令和4年度で、令和5年度には完成すると書いてありますが、これは本当に動かすことなくやれるということですか。

**○稲田委員長** 松本都市整備部主査。

**○松本都市整備部主査兼米子駅周辺整備推進室長** まず、このスケジュールにつきまして、工事についての全体のスケジュールで、この形で進めていきますというものでございます。今、委員さんから御指摘のございました財源のほうの話だと思いますけれども、当然、社総金を使ってこの事業をやろうとしたりとります。今年度につきましても、ありがたいことに、この事業100%つけていただきました。昨年もほぼ100パーついたりとります。引き続きこの事業につきまして、鳥取県や国のほうも最重要な事業というふうに認めてはいただいとりますので、引き続き要望しながら、同じように100%つけていただくということで、お願いはしていこうと思ったりとります。

**○稲田委員長** よろしいですか。

ほか、ございますか。

戸田委員。

**○戸田委員** 小さいことですが、お聞きしておきたいと思えます。天井木質化8、

000万ということで変更出てきとるんですけど、これは具体的にどのような理由で木質化を図らねばならなかったのか、8,000万って大きいですよ。簡単にこれ判断する内容ではない、そこのしんしゃくした内容が説明にはない。そのところ十分に説明願いたい。

○**稲田委員長** 松本都市整備部主査。

○**松本都市整備部主査兼米子駅周辺整備推進室長** この木質化につきましては、まず根底にありますのが、本市の公共施設を設置しますときに木質化に努めるということで基本指針を定めております。それに基づいて自由通路についてもやっぺいこうかどうしようかっていう検討をスタートいたしました。その中で、鳥取県とJRさん協議している三者協議会の中でも、鳥取県も協力するんで何とか木質化、県産材使った分ではいただけないかというところもありまして、その中で進めるに当たって当然、木質が木を使うことでの林産業の振興ということも当然ございますけれども、木の持つ温かみでありますとか、美しさっていうところを自由通路の中で示しておきたいというところで、最終的にはやっぺいこうかということで決定をいたしました。

○**稲田委員長** 戸田委員。

○**戸田委員** 私は、入り口のところをお話ししとるんですよ。要は8,000万もかけてやらなきゃね、それだけの費用対効果が本当に創出できるのかどうなのか。で、市民並びに外部から来た方々に、本当に木質化がとって、本当にそれが今の優位なのかどうなのか、そこのところ十分に議論されましたかって私問ってるんです。私たちも他市の事例をいっぺい見ましたけど、木質化をやるとこもあるし、やってないところもある。本当にそこのところを十分に、この8,000万という大きな巨費を投ずる中で、本当に投じなければならぬ理由というのは、本当に皆さんの中で議論されましたか。それだったら、予備設計のときに私は十分にそれは反映できてると思っておるんです。それが、予備設計の中にながしろの中であって、今おっしゃったような木質化のいわゆる県も定めるそういうふうな運動しとるから、これは導入していかなくやならないという議論は、予備設計の段階で私は十分にあっていいと思うんです。それが予備設計に反映をせずに、詳細設計で急遽反映してきたということは、本当にこれが先ほど言ったように、費用対効果等、市民になじんでいくんだというような観点で十分に議論されたかどうか、そこのところを伺っておきたいと思います。

○**稲田委員長** 松本都市整備部主査。

○**松本都市整備部主査兼米子駅周辺整備推進室長** 当然、整備を進めます担当といひますか、市での協議というのは、どちらがいかかっていう協議は行いました。費用についても、今マックスで8,000万というところですけども、これをどこまで縮減できるかっていうのは、まだ不透明だったので今回はマックスで8,000万を出しとるんですが、そういうところもあって、可能な限り縮減をしていって、でもやっぱり木の持つ美しさとかを県産材のものを使っていこうかというところでは、協議はしていっぺいあります。ただ、市民の方を含めての協議ということになりますと、確かにおっしゃられるとおりに提示自体がそこまで強くしてはなかつたということでございます。パブリックコメント出したときでも、そこまでのものは具体的にこうですっていうことは出せなくて、本当に2月の木質化のところでお出しして、プレスなども使っていたいろいろお示しはしたんですが、確か

にそこがちゃんとできたのかって言われると、ちょっと痛いところがございますので、私ども、こういった形で今後は出していくんで、いろんな御意見はいただくことにはなると思うんですけども、市としてはこういう方針ですというところで、またお示しをしていくことになろうかと思っております。

**○稲田委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** 先ほど遠藤委員さんもありましたように、このいわゆる社総金を利用して、単費の出していくのを少なくしていくんだというのを一つ、もともとの考え方。やはり事業をしていく中では、私も経験あるんですけど、だんだん大きく膨らんでくる。いかに今おっしゃったように縮減化をしていくのが、本来はあなたやちの仕事だと思うんです。縮減化をして今の、いいものを造っていくんだという観点でいかなければならないと思うんですが。ただ、8,000万だけいいがんというようなことではなくて、やはり8,000万だと巨費だと思うんです。やはりそういうふうな観点を十分に置かれながら、今後の事務をしていかないと、どんどんまだ膨れ上がってきて、実際いいものを造りたいでしょう。しかしながら、予算の制限もあるんだと思うんです。そういうふうな私は、観点を十分に踏まえられて今後、その事務にはつかさどっていただきたいなというふうに、これは要望しておきたいと思います。

**○稲田委員長** ほか、ございますか。

遠藤委員。

**○遠藤委員** あと二、三点ちょっと聞いておきたいと思うんだけど、この絵図面を見て、以前にも指摘したけれども、この自由通路というのは、これは道路施設ですよ、再度確認しますけど。道路施設でしょ、これは。米子市の行政財産ですよ。これは違うんですか。道路施設と米子市の行政財産ですよ、自由通路。どうなんですか。

**○稲田委員長** 松本都市整備部主査。

**○松本都市整備部主査兼米子駅周辺整備推進室長** こちら、道路の区画の施設でございます。

**○稲田委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** そうすると、パブリックコメントのときにも、これでパブリックコメント取られて、僕は異議を申し上げたんだけど、JR米子駅というふうに看板が掲げてありますよね、この写真を見ると、前もそうでしたけども。これは行政財産に民間のこの看板を掲げるということは、これは許可条件が必要じゃないかと思うんですが、違いますか。

**○稲田委員長** 松本都市整備部主査。

**○松本都市整備部主査兼米子駅周辺整備推進室長** 当然、道路施設でございますので許可が必要でございます。

**○稲田委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** それは、許可はもうしてあるんですか。

**○稲田委員長** 松本都市整備部主査。

**○松本都市整備部主査兼米子駅周辺整備推進室長** いえ、まだ許可はしておりません。今後この方向でいこうということで、最終的にJRさんと固まった段階で当然道路の許可申請もございまして、逆に自由通路自体が、JRさんの用地の占用とかもございまして、そういうのを含めてトータルで手続をするということで進めとります。当然道路管理部門

につきましても、その内容については相談をします。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 僕は、一般の市民の方っていうのは、そういうのはなかなか見えにくいと思うんですよ。それで米子駅というのは、こういう自由通路の中でのとって、皆さんが見られるのはこれが米子駅だっていうふうに見られると思うんです。自由通路だとは見られないと思う。だから、その辺のところを前から区分の仕方があるんじゃないかと私言ったんだけど、このままでやられました。しかも、許可が出てないのを将来許可をしますというものを想定した公告に使われちゃう。僕は少しこれは説明責任が足りない話だと思いますよね。

それから、もう一つ問いたいのは、新米子駅、新駅ビル、これはこの自由通路が全体を覆ってしまつとるために、本体の姿が見えないような状況なんだけども、この新駅ビルっていうのは、これはいつ頃できるんですか。

○**稲田委員長** 松本都市整備部主査。

○**松本都市整備部主査兼米子駅周辺整備推進室長** 新駅ビルの完成時期につきましては、自由通路の供用開始と同じ、令和5年春を予定しておられます。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** その場合の新駅ビルの施設利用の内容というものを、詰めができてるんですか、もう。

○**稲田委員長** 松本都市整備部主査。

○**松本都市整備部主査兼米子駅周辺整備推進室長** 施設利用といいますか、中身ということかとは思いますが、中身につきましては冒頭説明させていただきました、JRさんのほうで、今グループ会社で話をしとられまして、今年度中にある程度きちっとしたものを出したいということで、JRさんからは先般発言がございましたので、今年度中にはある程度出てくると思いますが、現時点ではまだどういったお店が入ってとかっていうところのお話はいただいとりません。

○**稲田委員長** ほか、ございますか。

ないですね。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田委員長** ないようですので、本件については終了いたします。

次に、指定管理者制度適用方針について、当局からの報告をお願いいたします。

北村都市整備課長。

○**北村都市整備課長** 指定管理者制度適用方針について、都市公園に関するものについての説明をさせていただきます。

以前に現状の指定管理者制度での問題点について、一体管理する施設数が過大であるため、指定管理者の新規参入が困難となっていること。また、一体管理する施設数が過大であるために、指定管理者による管理継続が困難になった場合の影響範囲が広く、利用者サービスの低下が懸念されるなどの問題点を指摘されております。

そのようなことから、現在、指定管理者との委託契約が今年度で終了するのに伴いまして、令和3年度から新たに指定管理する指定管理者制度について検討をしました。現在、市内全域で管理している都市公園施設や緑地などを、資料の中の2枚目の図面のほう、示

しておりますが、米川と日野川を境にして2分割とします。この米川と日野川で分割した理由については、川という地形、地物で分割することで、公園や緑地がどちらの指定管理者で管理しているものか、米子市として管理しやすいというふうに考えたことによります。また、新しい指定管理者制度の中身の中で緑地の除草、清掃などの一部の業務を地元団体等へ委託するように、今考えております。

今後、指定管理者を決定する際になんですが、原則として一つの法人等が同時に両区域の指定管理者になることはないということで、今後は進めていきたいと思っております。簡単ですが、以上で説明を終わります。

**○稲田委員長** 当局からの報告は終わりました。

委員の皆様からの質疑、御意見を求めます。ございますか。

伊藤委員。

**○伊藤委員** この川を境に2分割ということなんですけど、この外浜区域155施設と内浜区域110施設の中でも、また分割をするという理解でいいんでしょうか。

**○稲田委員長** 北村都市整備課長。

**○北村都市整備課長** 基本的には、この2分割をしてその中で、それをまた分割するということでは考えてはおりません。ただ、緑地についてはほかの地元団体等へ、今優先調達という形ですけども、委託を考えております。

**○稲田委員長** 伊藤委員。

**○伊藤委員** その障がい者団体の参入ということで、優先調達、私はするべきだと思っているんですけども、そこら辺のところをちょっとお伺いしたかったところでございます。障がい者団体はなかなか一遍に多くの施設を管理するっていうことは、とても難しいかとは思っているんですけども、そこら辺のところは優先調達の観点からできやすいような方法を、お互いに協議していただければなと思っております。その点のところは進め方についてちょっとお尋ねしたいところです。

**○稲田委員長** 北村都市整備課長。

**○北村都市整備課長** 今現在ですけども、就労者支援施設さんに対しまして、どこの緑地が管理できますでしょうか、大体その金額、見積りをお願いしとりまして、ちょっと今それがまとまったというか出てきた状態ですので、今後それを基にしまして協議を進めていきたいと思っております。

**○稲田委員長** 伊藤委員。

**○伊藤委員** 今回初めてなので、とても御苦労かけるかと思えますし、大変だとは思いますが、丁寧に進めていただければと思っております。よろしく願いいたします。以上です。

**○稲田委員長** ほか、ございますか。

遠藤委員。

**○遠藤委員** 個別のことになって申し訳ないと思うんですけども、この指定管理者制度を都市公園に導入するとき、当時の土木課長は成谷さんだったと思うけど、かなりロンパチしたんですが、この指定管理者の仕様書の中に、除草の在り方が定めがなくて、そして結構公園のあちこちで草が伸び放題で、管理が不十分だということを一度議論したことがあるんですよ。そのときに仕様書の中に民間で何回やっってくださいというようなことも含め

て書いてないんで、強制することはなかなか難しいんで、現状の状態になっとなりますというふうな話が出てきたんだけど、この除草の扱いについては、どういうふうにこの指定管理者制度の中で位置づけられているんですか。

○**稲田委員長** 北村都市整備課長。

○**北村都市整備課長** 除草、植栽等も含めてなんですけども、仕様書の中に除草及び草刈りというのが項目がございまして、除草または草刈りを行う場合は都市公園等を常に美しく保つための具体的な作業計画を立てて実施することというふうにならしてありまして、基本的に指定管理者が除草するには、現地確認しながら等で除草を行っている状態であります。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** そういう状態であったために伸び放題であったこの公園とか何か、あちこち草が伸びたんですよ。県のたしか道路管理の関係で除草が規定されていると思うけども、あれは年3回やってもらいたいというような形で、たしか契約になつたと思うんです。だから、せめて年3回はきちんとやるというぐらいな、数字的なものもこの仕様書の中に盛り込むというような、検討が必要ではないかと思うんですが、どういう考えですか。

○**稲田委員長** 北村都市整備課長。

○**北村都市整備課長** 今はちょっと公園のことでと緑地のこともあるんですけども、緑地につきましては優先調達の中で、そういう最低年2回は除草をお願いしたいというふうな形で盛り込もうとは思っておりますが、今の新しく指定管理者制度の特記仕様のほうに、そういうことができるほうがいいのか、ちょっと検討はしてみたいと思います。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** ぜひ良好な行政財産の管理という観点からも、市民が利用しやすい状況を作ることからも、除草の在り方というのは非常に重要だと思っておりますので、検討してみてください。

それから、もう一つ、弓ヶ浜公園の関係で特定して聞きますけども、これ弓ヶ浜公園、この加茂新川が中に流れとるんです、県の二級河川が。現場に行かれて見ておられてよく分かると思うんですけども、発泡スチロールなんか加茂新川にかなり濁流というか入ってるんですよ、固まってるんです。上から流れたのか海から入ったか分からんけども。そこでそのものを管理するのは県の管理なんですか、市の管理なんですか、この辺は県と市がどういうふうに協議されてますか。

○**稲田委員長** 北村都市整備課長。

○**北村都市整備課長** 河川の川の部分については県管理というふうに考えておりますし、ただその横にあります親水緑地といいますか、そこについては米子市の管理というふうに考えております。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** それが適正に管理されていないように見受けるんですけども、現状のままで十分だという御認識ですか。

○**稲田委員長** 北村都市整備課長。

○**北村都市整備課長** 委員言われるように、現状すごい、変な話ですけども北風が吹いたりすると、海の漂流物とかが上流の川のほうに来て、そのごみが堆積してる状態は確かに

見受けられます。で、その都度、簡単に川の中でも取れるようなものについては、指定管理者のほうでも取ってはおるんですけども、どうしてもそれが川の中に入らないといけないうちがあるもんで、取って取れないという状況がありまして、そのあまりにもひどい場合につきましては指定管理者のほうからでも県のほうに、ごみがあるので取ってくださいというような要請はしておりますが、なかなかそこが県のほうがすぐに対応できないという現状じゃないかと思っております。

**○稲田委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 僕、大きな金がかかる内容のものでないと思うんで、公園の景観というものを考えれば、そういうのはてきぱきと処理するような、やっぱり体制を取ってもらいたいと思います。

それから、この弓ヶ浜公園の中で、今度、この間のこの委員会の報告があったけども、焼き肉をする施設を造るだっという話がありました。あれはどうなったんですか。というのは私もその現地、地元ですから改めて行ってみてですね、あれいわゆる日よけの屋根があるんです、休憩する場所として。あれを使うという意味でしょ、違うんですか。

**○稲田委員長** 北村都市整備課長。

**○北村都市整備課長** まず、バーベキュー施設がどうなったかということなんですけども、今こういうコロナウイルスの感染している状況がありますので、いわゆる開始時期につきましてはこのコロナウイルスの状況を見ながら、その事業者と開始時期を検討しているところでございます。あと、バーベキュー施設、グリル、こんろの位置なんですけども、基本的には外で日よけといいますかシェルターのところではやらないような方向で事業者とは協議をしております。

**○稲田委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** あの日よけの施設は使わないということで確認していいですね。

**○稲田委員長** 北村都市整備課長。

**○北村都市整備課長** 全く使わないわけではないんですけども、今の事業者のほうの考えは、シェルターのところではなく、その横にある円形の広場みたいなんがあるんですけども、そちらのほうでこんろを置きまして簡単なターフといいますか、そういうものを今検討しているっていうふう聞いております。

**○稲田委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** これは釈迦に説法ですけども、公園の日よけっていうのは、これは公園施設にとって重要な施設だと思えますよ。その使命が終わったということには、私は公園がなくなる限り終わらないと思うんで、そういうものを外してまで民間の焼き肉の業務を入れるというやり方は、これは十分に慎重に検討してもらいたいなど、このことを強く要望したいと思う。なぜかという、あそこは保育園や幼稚園の園児が物すごく来るんです。その先に焼き肉パーティーがあつて、酒飲んどるっていうような雰囲気を作っちゃうことが、果たして公園の施設機能として正しいのかどうなのか。そういうときのことの判断も考えてもらいたいということを申し上げておきます。

それから、これ全く次元が違うけど、最近思ったんだが、自転車ロードができましたでしょ、皆生からずっと大篠津に向かって。あの自転車ロード、皆さん方誰か走られたことがありますか、最近。僕はこの間散歩したんですよ、3回か4回。海岸から発泡スチロー

ルを含めたごみが物すごい打ち上げられて、あの自転車ロード周辺がいっぱい、ごみだらけになっとるんです。あの管轄は県の管轄だと思うんだけど、これについてもやっぱり市のほうから強く言って、すぐきれいに掃除するように言われたらどうなんですか。あれで自転車ロードができました、喜んで手をたたくような景観ではありませんぞ。どうなんですか。確認しています、そういうこと。

○**稲田委員長** 北村都市整備課長。

○**北村都市整備課長** ちょっと自分のほうが現地のほうまだ走ったことがないので申し訳ないんですけども、そういう状況が見受けられるということを県の観光部局になろうかと思えますけども、そのことはお話ししときたいと思えます。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 一遍現地を見ていただいて、非常にそれは自転車ロードができた、喜んでおりますなんて話にはならんと思っておりますから、あれは県の海岸管理関係だと思えます。だから、そこんところに厳しくやっぱり意見を言われて掃除してもらってください。これは、要望しておきます。

○**稲田委員長** よろしいですね。

ほか、ございますか。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田委員長** ないですね。

以上で、全ての報告案件が終わりました。

都市経済委員会を閉会いたします。

**午後 2 時 3 4 分 閉会**

米子市議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定により署名する。

都市経済委員長 稲 田 清